

領置物件の還付について

公示第3号

領置物件について、関税法第134条第2項の規定により公告する。
 なお、公告の日から6月を経過しても返還の請求がないときは、同法第134条第3項の規定により当該物件は国庫に帰属する。

令和8年3月16日

中部空港税関支署長 松古 和三



整理 番号	品 名	数 量	領 置		所 持 者		備 考
			年 月 日	場 所	住 所	氏 名	
1	ウイスキー JACK DANIELS 1ℓ(箱入り)	1点	R8.2.10	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
	レシート	1枚					
	袋	2枚					
2	日本酒 ゆず、九平次 720ml(箱入り)	2点	R8.2.11	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
	お菓子 FAISE DOUBLE	1点					
	紙片	3枚					
	袋 セントレア免税袋	2枚					
3	外国製紙巻タバコ ESSE	200本	R8.2.12	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
	レシート	1枚					
	袋	1枚					
4	外国製葉巻タバコ Winston	5本	R8.2.15	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
5	外国製加熱式タバコ TEREA	360本	R8.2.18	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
	紙袋	1枚					
6	日本製加熱式たばこ MEVIUS	200本	R8.2.23	中部空港 税関支署	不 詳	不 詳	
	袋	1枚					

当該物件にお心当たりのある方は、中部空港税関支署 総括第1部門 電話0569-38-7610 までご連絡下さい。